

[要点]

- (1) 財政のもとを固めるために地租改正を行った。すなわち、土地の私有を認め、地価を決めて土地の所有者に地券を発行し、地価の3%を現金で納めさせることにした。
- (2) その結果、政府の収入は安定した。しかし、地主が米価の変動によって利益を受けたのに対して、一般の農民の負担は江戸時代と同じだった。

[A問題：要点確認]

- (1) 財政のもとを固めるために( )を行った。すなわち、土地の私有を認め、地価を決めて土地の所有者に地券を発行し、地価の( )%を現金で納めさせることにした。
- (2) 財政のもとを固めるために地租改正を行った。すなわち、土地の私有を認め、( )を決めて土地の所有者に( )を発行し、地価の3%を( )で納めさせることにした。
- (3) その結果、政府の収入は安定した。しかし、( )が米価の変動によって利益を受けたのに対して、一般の農民の負担は江戸時代と同じだった。

[B問題]

- (1) 明治初期に行われた税制の改革を何というか。
- (2) 地租改正で、土地の所有者を記載した証書は何か。
- (3) 地租改正で租税は何に対してかけられたか。また、税率は何%だったか。
- (4) 江戸時代と違い、何で納めたか。
- (5) この租税を何というか。
- (6) 地租改正の結果(A )の収入は安定した。しかし、(B )が米価の変動によって利益を受けたのに対して、一般の農民の負担は江戸時代と同じだった。

[解答] (1) 地租改正 (2) 地券 (3) 地価, 3% (4) 現金 (5) 地租 (6) A 政府 B 地主

[C問題]

- (1) 地租改正は何年か。
- (2) 地価の3%という税率は農民の反感を買い、のちに引き下げられたが何%に下げられたか。
- (3) 地租改正によって農民の負担は江戸時代とかわらなかったため(A )一揆がおきた。その結果、1877年政府は税率を(B )%から(C )%に引き下げた。

[解答] (1) 1873年 (2) 2.5% (3) A 地租改正反対 B 3 C 2.5